

(別紙)

諮問番号:令和3年2月8日付け目企広第1890号

答申書

1. 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区情報公開条例第11条第1項に基づき、「工事6件に係る工事成績評価記録簿」についての行政情報の開示請求を行い、目黒区長(以下「実施機関」という。)の開示拒否決定につき、審査請求をしている。

また、本審査請求とは別に、本件の審査請求人は、実施機関を被告として○年○月○日付けで東京地方裁判所に損害賠償請求事件を提訴しており、その中で実施機関は、○年○月○日の○年○第○○号 損害賠償事件準備書面○において、職員がメモで作成した「工事成績評価記録簿」を東京地方裁判所に反証として提出している。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が令和3年2月8日付けで行った諮問(目企広第1890号)に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである(期日は、その文書の日付であることを示す)。

令和2年12月17日 審査請求人が実施機関に対し、「工事①」、「工事②」、「工事③」、「工事④」、「工事⑤」、「工事⑥」それぞれの工事成績評価記録簿の開示を請求
同月28日 実施機関が審査請求人に対し、「開示請求に係る行政情報を保有していないため」として、開示拒否決定を通知
令和3年1月15日 審査請求人が上記決定につき実施機関(審査庁)に審査請求
同年2月8日 実施機関(審査庁)が審査会に弁明書の写しを添えて諮問
同年3月9日 本件諮問の審議
同年4月20日 実施機関意見聴取、本件諮問の審議
同年5月21日 審査請求人の口頭意見陳述、本件諮問の審議
同年6月25日 本件諮問の審議
同年7月20日 本件諮問の審議

2. 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張(審査請求書)

目黒区の主張を勘案すれば、行政情報を保有していると考えられるため、開示を求める。

目黒区が地裁に提出した「○年○月○日○第○○号 損害賠償事件準備書面○」には、工期が長期に及ぶ場合に作成する旨、長いものでは新築工事や大規模修繕工事等で1年以上となる旨主張している。これに基づけば行政情報は存在するはずである。また5の工事には案文が存在するのであれば、正文が存在するはずである。

(2) 審査請求人の主張（意見書）

目黒区の弁明によると、「弁明書 3 本件処分に至るまでの経緯」記載の工事②から工事⑤の工事は、工事成績評定記録簿を作成する基準に該当しなかったので作成していない、同記載の工事①と工事⑥は担当監督員の変更がなかったため作成していない、とのことである。

そもそも、工事成績評定記録簿は、適正な公共工事の維持、適正な工事評価のために作成されるものであり、また、その作成に恣意が入らないように作成基準も定めているのに、「この工事は作成しなかった」、「担当者のメモは作成した」などと一公務員の好き勝手基準によって行われていたことが明らかとなった。

審査請求人が実施した「〇〇工事」のみ、「工事評定記録簿」は作成されていないのに、「担当者のメモ」などという不自然な書類が作成されており、今般の弁明により、よりいっそう目黒区の恣意行為が目立つ結果となった。

「存在しない」と回答されるならば、では、目黒区は「弁明書 3 本件処分に至るまでの経緯」記載の工事①から工事⑥については「工事成績評定記録簿」を作成しておらず、そして、工事⑤を除き「担当者のメモ」も作成していなかったという趣旨の回答を行ったと理解するが、この理解でよいか、さらに回答されたい。

また、「〇〇工事」は、工事成績評定記録簿を作成する基準に該当しなかったにもかかわらず、なぜ担当者はメモを作成したのか、その作成目的も回答されたい。

(3) 実施機関の主張（弁明書）

工事成績評定記録簿とは、目黒区工事成績評定実施細目の別表 2「工事成績評定の運用について」に於いて定められた様式であり、工期が長期に及ぶ場合に、工期途中の各段階で定期的に工事成績評定の評価対象項目について、確認することが、正確な工事成績評定のために必要であるとの理由から「工事成績評定記録簿を参考に、工事成績評定の評価対象項目について、定期的に確認し、不適正な事項や、優れた事項があった場合、記録する」とされている。

審査請求人が請求した「3 本件処分に至るまでの経緯」に記載の工事②から工事⑤の工事成績評定記録簿は、この基準に該当していないため作成していない。

なお、審査請求人と目黒区は、〇年度に行った〇〇工事（「3 本件処分に至るまでの経緯」に記載工事⑤の工事）の工事成績評定の結果に関連して、原告（審査請求人）と被告（目黒区）の立場で係争中である。裁判の中で原告から、工事成績評定記録簿の提出を求められたが、作成していないため、不存在であると回答した。その後改めて確認したところ、工事成績評定を行う際の判断材料とすべく、工事成績評定記録簿の書式を用いて事実経緯等を記録し、そのデータが残っていたため、このデータをプリントアウトし、「工事成績評定記録簿（案）」（〇〇号証）として提出した。（審査請求人添付書類の被告準備書面（6）P2 参照）。

審査請求人は、審査請求の理由で「案文が存在するのであれば、正文が存在するはずである」と主張するが、審査請求人添付書類の被告準備書面（6）の P2 における「工事成績評

定記録簿(案)」とは〇〇号証としての名称であって、性質としては当該実施機関が管理しているものではなく、担当者メモであり、行政情報ではない。また、一般的な「案文」があれば行われる行政情報の決定も行われていないため、「正文」にあたる行政文書も存在しない。

また「3 本件処分に至るまでの経緯」に記載の工事①及び工事⑥の工事については、1年を超える工期であったが、担当監督員の変更も無かったため、打合せ議事録などを参考に工事成績評定を行い、工事成績評定記録簿は作成していない。

以上のことから、審査請求人が存在すると主張する工事成績評定記録簿は存在しない。

3. 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人は、「工事成績評定記録簿は、適正な工事評価のために作成されるものであり、また、その作成に恣意が入らないように作成基準も定めているのに、『この工事は作成しなかった』、『担当者のメモは作成した』などと、一公務員の好き勝手基準によって行われていたことが明らかとなった」(意見書)と主張している。

本件開示請求対象の文書のうち、審査請求人が請け負った工事は工事②と工事⑤であり、開示請求に係る工事①、③、④、⑥は、他の事業者が請け負った工事である。このうち、工事①と工事⑥は1年を超える工期であったが、審査請求人が請け負った工事②及び工事⑤の工期はいずれも5か月であり、工事③及び工事④の工期はそれぞれ9か月、5か月であった。

工事成績評定記録簿は、目黒区工事成績評定要綱第16条に基づき定められた目黒区工事成績評定実施細目(以下、「実施細目」という)における4評定方法(2)実際の評定方法等の⑧において「工期が長期に及ぶ場合、工事途中の各段階で定期的に工事成績評定の評価対象項目について、確認することが、正確な工事成績評定のために必要である。工事成績評定記録簿を参考に、工事成績評定の評価対象項目について、定期的に確認し、不適正な事項や、優れた事項があった場合、記録する。」と定められている。

ここで「工期が長期に及ぶ場合」とは、「通常1年を超える場合」と解されているが、要綱や実施細目にその旨は明記されていない。当審査会が、実施機関に対して「通常1年を超える場合」と解する理由を尋ねたところ、工期が1年を超える場合には、担当監督員の異動が生じることがありうるので、そのような場合でも工事成績評定が適正に行われることを確保するためということであった。ちなみに、工事成績評定記録簿の作成は「不適正な事項や、優れた事項があった場合、記録する。」とされており、工期が長期に及ぶ場合でも作成が義務付けられているわけではない。

実施機関によれば、本件開示請求に係る工事①と工事⑥は1年を超える長期の工事であったが、当該期間中に担当監督員の異動が生じないことが確実な状況の下で、特に「不適正な事項や、優れた事項」もなかったことから工事成績評定記録簿を作成する必要がなく、現に作成しなかったとのことである。そうであれば、審査請求人が主張するような「一公務員の好き勝手基準」によって作成されなかったわけではなく、工事成績評定記録簿を作成しなかったことについての実施機関の主張には合理性を認めることができる。

他方、審査請求人の請負に係る工事②と工事⑤の工期は前述のように5か月であり、実施細目という長期の工事に該当しないから、工事成績評定記録簿自体を作成する必要はなく、実際に作成されてもいない。ただし、工事⑤に関しては、工事成績評定記録簿の書式による職員のメモ（以下、「メモ」という）が作成されていた。

審査請求人は工事①と工事⑥では工事成績評定記録簿を作成していないのに、作成する必要がない工事⑤については工事成績評定記録簿の書式を利用したメモが作成されているのも「一公務員の好き勝手基準」であると論難し、メモがある以上それに基づいて作成された工事成績評定記録簿が存在するはずだと主張して、開示を請求している。

実施機関意見聴取において担当監督員にこの間の事情を尋ねたところ、工事⑤の案件では、工事成績評定記録簿の作成は不要であったため、メモに基づく正式の公文書は作成されていないが、工事において「不適正な事項」があったことから、それを正確に記録にとどめておくために当該書式を利用したとのことであった。ちなみに「実施細目」は、長期にわたらない工事について工事成績評定記録を作成してはならないと定めているわけではなく、むしろ必要に応じて、当該書式を利用しつつメモを作成することは、「一公務員の好き勝手基準」による恣意的な行為というよりは、むしろ、公正な記録を残すための適切な措置であったというべきである。

なお、別件訴訟において目黒区が東京地方裁判所に提出した「○年○第○号 損害賠償事件 準備書面○」で、当該メモを「工事成績評定記録簿(案)」として反証で提出しており、当該メモは組織で共用されている公文書としての性質を有する文書と解すべきである。したがって、公務員個人の私的メモとは性質が異なり、メモであることを理由に公文書性を否定し、公文書不存在として開示を拒否することは許されない。

4. 審査会の結論

以上の関連法令(実施細目)および関係者の証言を踏まえると、工事①から工事⑥の工事評定記録簿が作成されていないことには合理的理由があり、その不存在を理由とする開示拒否決定は妥当である。

ただし、工事⑤の工事に関して作成された文書(実施機関のいうメモ)は、組織共用文書として公文書であるから、審査請求人が開示請求する工事評定記録簿そのものではないとしても、工事評定記録簿の開示を求める通常の請求の場合であれば、これを開示すべきであったといえる。

しかしながら、本件開示請求拒否処分に対する不服申立は、審査請求人がかかわる別件訴訟において目黒区から当該公文書(メモ)が裁判所に提出され、メモがある以上工事評定記録簿が存在するはずだという推論に基づいて行われたものであるから、それが作成されていないことに合理的理由がある本件では、審査請求人が既に存在を知っているメモを改めて開示する必要はなく、この点からも本件審査請求は棄却されるべきである。

以 上

2021年(令和3年)9月17日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会長 中島 徹

副会長 江島 晶子

委員 卷 美矢紀